

令和7年度 下区ちくせん事業

寝かせ発芽玄米パックご飯開発事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は下区ちくせん事業における特産品開発の一環として、当区の代表的な作物である米を使った寝かせ発芽玄米パックご飯の開発を行い、地域農業の振興を図ることを目的とする。

2 委託期間

委託契約締結日から令和7年11月30日まで

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

受託者は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

(2) 会議

業務履行の進捗状況の報告や協議・相談は、メール、電話、オンライン会議で行うこととするが、頻度・内容・方法等については、下区ちくせん実行委員会と協議の上決定する。

各会議の進行、資料の作成、スケジュール管理は原則として受託者が行うこととする。

4 委託業務の内容

下区米を使った寝かせ発芽玄米パックご飯の開発

内容量：概ね 560 食程度

(1) 下区米を使った寝かせ玄米の製造

(2) パッケージデザイン（一括表示含む）の制作

(3) 個包装

5 成果納品

(1) 成果物

①パッケージ（一括表示シールを含む）を個包装した製品を160サイズ段ボールで納品

②デザインデータ（データ種類は発注者と協議）

(2) 納期

令和7年11月28日（金）午後5時まで

(3) 納品場所

〒883-1211

宮崎県 東臼杵郡美郷町 西郷山三ケ567

下区ちくせん実行委員長 高城 嘉樹

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、下区ちくせん実行委員会に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

② 受託者は、納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

③ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、下区ちくせん実行委

員会と受託者で協議の上、処理することとする。

7 その他

（１）本業務の実施にあたっては、下区ちくせん実行委員会と十分協議・連絡をとりながら進めること。

（２）本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、下区ちくせん実行委員会と協議の上決定すること。

（３）本業務で得られた情報等については、下区ちくせん実行委員会の許可なくして流用してはならない。

（４）業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて下区ちくせん実行委員会と協議の上、対応することとする。

（５）履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。

（６）業務計画書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

（７）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。